

令和7年3月14日

京都市行財政局管財契約部契約課

令和7年度向け入札・契約制度の改正について

1 工事の技術者制度の改正

(1) 監理技術者補佐の専任配置による監理技術者の兼任の要件の緩和

働き方改革等を推進するとともに、入札参加者を確保するため、令和7年度から、兼任可能な工事の上限額を廃止するなど、適用する工事を拡大します。

	現行	令和7年度から
対象工事の要件	<ul style="list-style-type: none"> 本市内施工の2つの公共工事 本市発注工事は予定価格(税込)2億円未満、他機関発注工事は契約金額(税込)2億円未満 ※ 技術的難易度が高い工事や通年の維持工事を除く。	<ul style="list-style-type: none"> 本市内施工の2つの<u>工事</u> (削除) ※ 技術的難易度が高い工事や通年の維持工事を除く。
監理技術者補佐の要件	<ul style="list-style-type: none"> 一級の技術検定の第1次検定に合格した者(一級技士補)で、主任技術者になり得る者 	

※ これに伴い、「監理技術者補佐の専任配置による監理技術者の兼任に関する誓約書」を廃止します。

[参考1] 改正後の技術者の兼任の取扱い

建築 工事	通常	契約金額(税込)9千万円未満 [7年2月から]
	特例1	ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額(税込)2億円未満(2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。) [6年12月から]
	特例2	監理技術者補佐を専任配置する場合(本市内施工の2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。) [7年4月から]
その 他	通常	契約金額(税込)4千5百万円未満 [7年2月から]
	特例1	ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額(税込)1億円未満(2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。) [6年12月から]
	特例2	監理技術者補佐を専任配置する場合(本市内施工の2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。) [7年4月から]

※ 本市の現場代理人の常駐義務を緩和する工事等の上限額も、上記に準じ、4千5百万円未満(建築工事では9千万円未満)に引き上げています。 [7年2月から]

[参考2] 改正後の営業所技術者等の兼任の取扱いの比較

建築 工事	通常	契約金額（税込）9千万円未満 [7年2月から] ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。
	特例	I C Tを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）2億円未満（2時間程度で移動可能な1工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。） [6年12月から]
その他	通常	契約金額（税込）4千5百万円未満 [7年2月から] ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。
	特例	I C Tを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円未満（2時間程度で移動可能な1工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。） [6年12月から]

2 契約制度の改正

(1) 電子契約への対応開始

行政手続のデジタル化の推進のため、令和7年度から、受注者が以下のいずれかの電子契約サービスを既に利用している場合は、I Cカードで入札し、落札した契約のうち下記に該当する契約において電子契約を行うことができます。

対象契約	工事等	一般競争入札で予定価格（税込）2億円超4億円未満の契約
	測量・設計等	一般競争入札で予定価格（税込）1億円超の契約
	物品等	一般競争入札（W T O協定適用）による契約 ※ 予定価格（税込）4億円以上の製造の請負、予定価格（税込）8千万円以上の動産の買入及び売払いを除きます。
入札方法		I Cカード（電子メールアドレス登録済み）での入札
受注者が既に利用している電子契約サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・G M Oサイン（G M Oグローバルサイン・ホールディングス株式会社） ・クラウドサイン（弁護士ドットコム株式会社）

※ 契約期間の前年度に入札を行い、仮契約を締結するものを除きます。

※ 工事等の現場代理人等通知書等の契約関係書類は、従来どおり書面（紙）で御提出ください。

※ 随意契約での取扱いは、それぞれの担当課にお尋ねください。

令和7年度向け入札・契約制度の運用の見直しについて

1 入札制度の運用の見直し

(1) 工事の入札期間前に違算等が判明した場合の対応の一部変更の試行の拡大

入札期間前に違算等が判明した場合、対応方法等を周知することで入札の公平性を確保できるときは、続行することがあります。

しかし、設計図書への質問を受け付けておらず、かつ、参加可能業者を特定できない入札（種目や格付等級を限定しない入札）では、周知方法がないため、入札を中止することを原則としつつ、入札中止・入札やり直しによる参加者の負担や工事等の遅れを防ぐため、土木工事等においては、入札期間初日の5開庁日前までに入札情報館にその旨を掲載して続行できる取扱いを試行しています。

令和7年度から、入札期間初日の5開庁日前までに入札情報館にその旨を掲載して続行できる取扱いの試行を測量・土木設計等に拡大します。

		現行	令和7年度から
設計図書への質問を受け付ける入札		質問に対する回答（入札期間の5開庁日前までに公開）に併せて違算等を周知して続行	質問に対する回答（入札期間の5開庁日前までに公開）に併せて違算等を周知して続行
設計図書への質問を受け付けない入札	参加可能業者を特定可能	入札情報館で違算等を周知し、電話等でも伝えて続行 ※ 入札期間の直前は、原則中止	入札情報館で違算等を周知し、電話等でも伝えて続行 ※ 入札期間の直前は、原則中止
	参加可能業者を特定不可能	営繕工事……中止 土木工事等……入札期間の5開庁日前までに入札情報館で違算等を周知して続行〔試行〕 測量・設計等……中止 ※ 4開庁日前からは中止	営繕工事……中止 土木工事等……入札期間の5開庁日前までに入札情報館で違算等を周知して続行〔試行〕 建築設計・設備設計……中止 <u>測量・土木設計・地質調査・補償調査……入札期間の5開庁日前までに入札情報館で違算等を周知して続行〔試行〕</u> ※ 4開庁日前からは中止

※ 公平・適正な入札を確保できない場合は、いずれの場合でも中止します。

※ 種目や格付等級を限定しない入札に参加する際は、入札前に京都市入札情報館の再確認をお願いします。

2 契約制度の運用の見直し

(1) 工事のインフレスライド適用の運用の見直し（令和7年2月実施済み）

これまで、新設計労務単価の広報において、旧労務単価で積算された案件（労務単価改定による変動がある案件）をインフレスライドの対象としていましたが、国のFAQの明確化に従い、令和7年度から、労務単価改定以外の価格水準に予期できない特別の事情による急激なインフレーション等の発生による変動がある案件についても、残工期が基準日から2か月以上あり、契約金額の変動見込み額が残工事費の1%を超える場合には、インフレスライドの協議に応じることとしました。

令和7年度向け入札・契約制度の改正（先行実施分）について

1 等級格付制度の改正

(1) 管工事・造園工事・解体工事・建築設計の格付等級に係る予定価格の範囲等の引上げ

より適切な競争環境の確保を図るため、令和7年度分（注1）から、次の種目における等級に係る予定価格及びJ Vにより施工することとする予定価格の範囲を引き上げます。

（金額は全て税込）

		現行	令和7年度分（注1）から
管工事 （注2）	—	3億円以上は原則J V	3億円以上は原則J V
	A等級	8千万円以上	<u>1億円以上</u>
	B等級	3千万円以上 8千万円未満	3千万円以上 <u>1億円未満</u>
	C等級	8百万円以上 3千万円未満	<u>1千万円以上</u> 3千万円未満
	D等級	8百万円未満	<u>1千万円未満</u>
造園 工事	—	9千万円以上は原則J V	<u>1億円以上は原則J V</u>
	A等級	3千万円以上	<u>4千万円以上</u>
	B等級	1千5百万円以上 3千万円未満	<u>2千万円以上</u> <u>4千万円未満</u>
	C等級	5百万円以上 1千5百万円未満	<u>1千万円以上</u> <u>2千万円未満</u>
	D等級	5百万円未満	<u>1千万円未満</u>
解体 工事	—	5千万円以上は原則J V	<u>1億円以上は原則J V</u>
	A等級	1千万円以上	<u>2千万円以上</u>
	B等級	1千万円未満	<u>2千万円未満</u>
建築 設計	A等級	750万円以上	<u>1千万円以上</u>
	B等級	750万円未満	<u>1千万円未満</u>

注1 「京都市入札情報館」の入札執行予定一覧の「令和7年度」欄に掲載するもの（一部、令和6年度中に入札するものがあります。）

注2 管工事では、個別熱源方式の空調工事の入札参加要件を施工実績から等級格付に変更します。（集中熱源方式の空調工事は、令和5年度から変更済みです。）

[参考] 建設業法等の改正による技術者制度の改正

(1) 監理技術者・主任技術者が複数の工事を兼任できる要件の緩和

働き方改革等を推進するとともに、建設物価の上昇に対応するため、令和6年12月から兼任可能な工事が拡大されており、令和7年2月から更に拡大されます。

		改正前	改正後
建築 工事	通常	契約金額（税込）8千万円未満	契約金額（税込） <u>9千万円</u> 未満 [7年2月から]
	特例 1	—	<u>ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）2億円未満（2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> [6年12月から]
	特例 2	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）
その 他	通常	契約金額（税込）4千万円未満	契約金額（税込） <u>4千5百万円</u> 未満 [7年2月から]
	特例 1	—	<u>ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円未満（2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> [6年12月から]
	特例 2	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）

※ 本市の現場代理人の常駐義務を緩和する工事等の上限額も、上記に準じ、令和7年2月から、契約金額（税込）4千万円（建築工事では8千万円）未満から4千5百万円未満（建築工事では9千万円）未満に引き上げます。

(2) 営業所技術者・特定営業所技術者が工事を兼任できる要件の緩和

働き方改革等を推進するとともに、建設物価の上昇に対応するため、令和6年12月から兼任可能な工事が拡大されており、令和7年2月から更に拡大されます。

		改正前	改正後
建築 工事	通常	契約金額（税込）8千万円未満 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。	契約金額（税込） <u>9千万円</u> 未満 [7年2月から] ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。
	特例	—	<u>ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）2億円未満（2時間程度で移動可能な1工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> [6年12月から]
その 他	通常	契約金額（税込）4千万円未満 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。	契約金額（税込） <u>4千5百万円</u> 未満 [7年2月から] ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。
	特例	—	<u>ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円未満（2時間程度で移動可能な1工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> [6年12月から]

(3) 特定建設業許可・監理技術者配置が不要な下請金額の緩和

建設物価の上昇に対応するため、令和7年2月から特定建設業許可・監理技術者配置が不要な下請金額が引き上げられます。

	現行	令和7年2月から
建築工事	下請金額（税込）7千万円未満	下請金額（税込） <u>8千万円</u> 未満
その他	下請金額（税込）4千5百万円未満	下請金額（税込） <u>5千万円</u> 未満

上記以外の改正事項は、改めてお知らせします。